

事務所だより

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階

TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 / FAX 法律・税務共通：06-6361-0096

ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/> (2023年7月発行)

暑中お見舞い申し上げます

5月にG7サミットが開催されました。原子爆弾が投下され、14万人以上の市民が犠牲になった広島で。

被爆者だけでなく、世界の人々が、核兵器の禁止について何らかの宣言が行われると期待していました。しかしそこでの議論は、核兵器を保有していることが世界の平和につながっているという、いわゆる核抑止論が主流を占め、日本も同調していました。

広島・長崎に投下された、たった2発の原爆によって20数万人が亡くなりました。

いま世界には、1万2千発の核兵器があります。核保有国や、その核の傘を頼りにする国々は、世界から核兵器を無くそうという、核兵器禁止条約に調印していません。禁止条約を先頭に立って広げていくべき世界で唯一の被爆国である日本も、この条約に参加していません。

しかし、今回のウクライナへのロシアの侵攻でもロシアは核兵器の使用をちらつかせており、いつ核兵器が使用されてもおかしくない状況です。もし誤って核兵器の発射ボタンが押されたり、それに対抗する形で核戦争が始まったら、人類の滅亡に直結します。

世界から、すべての核兵器を無くすこと、そして日本がその先頭に立つことが期待されています。

2023年 盛夏

——— 日本国憲法 前文 ———

われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。

弁護士 山口 健一	弁護士 藤原 智絵
弁護士 斉藤 真行	弁護士 藤澤 諒祐
弁護士 山口 昌之	税理士 山口 裕之
弁護士 東 尚吾	事務局一同



◀ 湘南（鎌倉高校前1号踏切） 江ノ島電鉄

敵基地攻撃論って

昨年12月、岸田内閣は「日本が敵基地攻撃能力を保有する」こととし、防衛予算を現在の2倍にすることを決定しました。これは、敵がミサイル攻撃に着手したら、ミサイル相手国の領域内にあるミサイル基地やそれに関連する施設等を攻撃するための武器を保有するというものです。

これまで政府は「専守防衛」のための自衛隊は憲法違反ではないとしてきました。今回の敵基地攻撃能力の保有は、「専守防衛」を放棄し、積極的に「戦争のできる国」に変質したことになります。

今年の防衛予算は1兆円以上上乗せされ、6兆8000億円余りになりました。そして2027年からの防衛予算をGNP（国民総生産）の2%にしようとしています。これにより、日本はアメリカ、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国になります。

平和主義の大転換

日本では、先の戦争で300万人以上が亡くなりました。その反省から、日本は二度と戦争をしない国になると誓い、憲法で戦争を放棄し、戦力を持たないことを宣言しました。そして自衛隊が出来た後も、防衛予算はGNPの1%以内にするとしていたのは「再び戦争を起こす軍事大国にならない」という周辺国に対するメッセージでした。しかし、今回の決定はこれまでの平和国家の在り方を根本から変えることになりました。



台湾有事って何

台湾有事とは、「台湾が独立をめざす動きをした時、これを阻止しようと中国が台湾へ武力侵攻して、台湾を統一しようとする事態」のことを言います。

台湾有事は、日本の有事なのか

台湾に対して米国が軍事支援をして、中国との戦争になり、日本が日米安保条約の下で、米国と共同して中国と戦うという事が想定されています。

また、沖縄など南西諸島が台湾と近いからおのずと巻き込まれるという意見もあります。そもそも南西諸島は日本であり、台湾ではありません。中国が台湾の独立を阻止するために軍事行動に出たとしても、日本を攻撃する理由はありません。ただ台湾有事の際には、日本の、アメリカと共同して中国と戦う政策をとり、南西諸島にミサイル基地を建設するなどの行動が、日本を戦争に巻き込むことになります。そうなれば、南西諸島だけが戦場になるのではなく、日本にあるアメリカ軍の基地、自衛隊基地が攻撃の対象になり、日本全土が戦争に巻き込まれることになります。

平和主義を貫くために

もともと台湾が中国の一部であることは、アメリカも日本もすでに認めており、だからこそアメリカも日本も、中国と国交を結び、台湾とは国交を断絶しています。いわばこの問題は中国の内部問題なのです。

台湾有事を避けるためには、中国と日米間にある不信感を取り除き、中国と戦争をする準備を進める政策の転換が必要です。

そして、日本は台湾有事には参加しない。その際、日米安保条約に基づく事前協議において在日米軍基地の使用を認めないという選択も十分ありうるのです。



性犯罪に関する法改正

弁護士

山口 昌之

法改正

2023年6月16日、性犯罪の規定を大幅に改正する法律改正案が成立しました。主な改正点としては、①名称の変更（強制性交罪→不同意性交罪、強制わいせつ罪→不同意わいせつ罪など）、②成立要件の明確化（後述）、③公訴時効の延長（不同意性交罪は10年→15年、不同意わいせつ罪は7年→12年）、④性交同意年齢の引き上げ（13歳→16歳）、⑤16歳未満を懐柔して面会を要求するなどの行為を罰する罪の新設、⑥性的な姿態を撮影する行為等を罰する「撮影罪」の新設などです。

改正の契機

かつては「強姦罪」と呼ばれていたものが「強制性交罪」に改められたのが2017年6月であり、その際に法定刑も引き上げられ、監護者性交罪なども新設されました。

もっとも、当時の改正後も、2019年ごろから性犯罪に関する無罪判決が立て続けに出されたこともあり、性犯罪の被害者や市民らからの同意なき性交等を処罰する刑法改正を求める声が高まりました。これを受ける形で、法制審議会等において議論がなされ、今回の大幅な法改正につながりました。

成立要件の明確化

今回の改正で最も注目されているのが、不同意性交罪、不同意わいせつ罪の成立要件の明確化です。かつては、「暴行又は脅迫を用いて」性交やわいせつな行為をすることが成立要件とされていましたが、今回の改正で、次のとおり改められました。

- 一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと
- 二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること

- 三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること
- 四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること
- 五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと
- 六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕（がく）させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること
- 七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること
- 八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること

加えて、これらに掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により同意しない意思を形成するなどした場合に犯罪が成立するとされています。

改正の評価と今後

今回の改正により、これまで処罰されなかった行為が処罰の対象となり、性犯罪被害者の保護につながるという評価がなされている一方で、「類する行為」とは何か、処罰範囲が広がりすぎるのではないか、何が処罰されて処罰されないのかの線引きが難しいといった懸念点も指摘されています。

改正後の法律は2023年7月13日から施行されており、今後の運用が注視されます。



新型コロナウイルス感染症拡大の打撃

令和5年5月、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、それまでの「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」に変更されました。世間の受け止め方や対処法も徐々に変わり、以前のような生活を取り戻そうという動きが活発となっています。

思い起こせば、令和2年4月の緊急事態宣言に始まり、まん延防止等重点措置など、これまで、新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じた様々な行動制限が実施されました。それに伴って、人々の社会生活は大きく変容し、飲食店や様々な業種に大きな打撃を与えました。

こうした事態に、雇用調整助成金、持続化給付金、またコロナ特例の貸付金など、ダメージを受けた事業者への救済策や、特別定額給付金や緊急貸付制度など、個人への生活支援のための救済策も実施されてきました¹⁾。

昨今は、これら支援策を活用してもなお、事業や生活の立て直しの目処がつかず、借入金の返済についてご相談を受ける機会が増えています。「なんとかコロナ禍は乗り切ったけれども事業継続はこれ以上もう厳しい」「勤務先が廃業となって職を失った」といった声も聞きます。そうした声を受けて、債務の整理手続きに着手する件も多くあります。

生活困窮者自立支援法

生活困窮者自立支援法という法律があります。平成25年に成立した法律ですが、この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とするもの

です（1条）。

そして、生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない（2条1項）、ともされます。

私は、この法律の目的や基本理念に共感し、長らく、自立相談支援事業の一環として、他の支援団体とも連携しながら、法律相談を担当しています。独りで悩み塞ぎ込んでいた方が、相談後、表情が明るく一変する様子を見ると、相談担当としてもやり甲斐を感じるどころです。

新型コロナウイルスが一定収束を見せた近時においても、生活に困窮した方の相談を受ける機会を決して減っておらず、まだまだ法的支援が必要であると感じています。

* * *

災害ともいえるべき感染症拡大によって大きく傷つけられた人々の生活を回復させるためには、専門家を始め、周囲の支援は不可欠です。CM広告等で見つけた法律事務所にご相談したけれども断られた、という話も聞きます。そんな場合でも、弁護士が力になれる場合がありますし、まずは、ご遠慮なく相談していただきたいと思います。

1) 大阪府は、「新型コロナウイルス感染症対策支援情報サイト」を立ち上げ、事業者や個人向けの各種支援情報を一元的にわかりやすく掲載し、今でも情報が更新されており、大変有益です。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu010/covid19/>)





自由に生きるために

弁護士

藤原 智絵

最初の相談は令和元年5月のこと。77歳の彼女は、気品のある洋服を身にまとい、生命力にあふれた瞳で、こちらを見つめて言いました。

「ご相談前に、一度これを読んでいただけますか」

目の前に広げられたのは、書家が使う巻物。そこには、これまでの夫婦関係の壮絶な経緯や今の心情などが、みごとな毛筆字で書かれていました。驚きとともに、彼女がもつ生きることへの奥深いパワーを、感じざるを得ませんでした。

* *

彼女は、昭和40年代に結婚し、鍼灸師で柔道整復師の夫との間に2人の子どもをもうけ、家事育児を一手に担ってきました。夫の開業後は、持ち前の積極的で社交的な人となりを活かし、様々な業界に夫の事業を売り込みました。その結果、講演会、海外セミナー、出版など夫の活動は大きく広がり、鍼灸院は繁盛しました。

他方、家庭内では、結婚直後から夫による暴言や暴力が頻発。彼女が実父から受けた相続財産の全てさえ夫に取り上げられ、夫の名義の預金や株式に変えられてしまいました。

ただ、当時はDVなどという言葉も存在せず、夫婦の内情を他者に話すことは恥ずかしいこととされていた時代。彼女は殴打により腫れ上がった顔面をひた隠し、人格を否定する数々の暴言に耐え、その内実を可能な限り日記に記しました。

平成に入り一時は別居しましたが、子どものことを思いました同居へ。再同居後、肉体的暴力はなくなったものの、夫からは長時間の正座による叱責などのモラルハラスメントが続きました。

* *

それでも彼女が折れなかったのは、天性の明るさを支えに、芸術的才能を開花させ、日本画を描くことで鬱屈とした日常を

昇華させていたから。

ただ、もう一度自分らしく生きたい、その思いは年を追う毎に強くなり、平成30年9月の長時間叱責を最後に、76歳の秋、ついに別居を決意します。

とはいえ、わずかな預貯金と衣服、生活用品だけで自宅を離れた彼女。別の代理人のもとで婚姻費用の分担調停を起こすも、裁判所で決められた金額は少なく、年金とあわせても最低限の生活を維持するにも大変な状況でした。

私のもとで婚姻費用の増額を求めましたが、夫の協力を得られずありません。続いて離婚調停を提起するも、夫は暴力等を否定して離婚に応じず。この時点で、初回相談からすでに2年が経過していました。

最後10年あるかないかの人生、もう一度だけ自由に生きたい。その強い思いを受け、彼女が79歳となった令和3年6月、夫との離婚訴訟に踏み切りました。

* *

訴訟の争点は、暴言・暴力を認めない夫に対し、彼女の綴った日記でどこまで立証ができるか。そして最大の争点は、夫が取り上げた彼女の相続財産(固有財産)を財産分与として取り戻すことができるかでした。

私たちは過去の日記から具体的な事実を拾い挙げ、彼女の友人や家族からの複数の証言を得て、壮絶な家庭内の状況を立証しました。また、彼女の実父からの相続財産が、現在の夫の財産に含められ、残存していることを様々な角度から立証しました。

一時は心労がたたり体調を崩した彼女。それでも諦めず闘い続け、訴訟提起から約1年半となる令和4年11月、相続財産の一



部を取り返す形での財産分与を含めた、和解による離婚が成立しました。和解協議の場で、夫による相続財産の取り上げを「経済的DV」と称した裁判官。彼女の苦しみが救われた瞬間でした。

* *

令和5年5月、転居したマンションに招

かれました。明るい光が差し込む部屋には、彼女が描いてきた数々の日本画が飾られていました。その色合いの鮮やかさ、そして絵からあふれ出る生命力に、改めて彼女の強さを感じました。

彼女が自由に笑い生きていく日々を、これからも応援したいと思います。



相続税法の改正

税理士

山口 裕之

はじめに

贈与税は相続税の課税回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっており、そのため若年層への資産移転が進みにくくなっています。一方で、相続税がかかることがある程度予想されている一部の方にとっては、贈与税がかかったとしても、相続税より低い税率による生前贈与は相続財産を減らす有効な手段の一つでした。令和5年度税制改正により、生前贈与加算の対象期間や相続時精算課税制度について改正がされました。

生前贈与加算の対象期間

相続税を計算する際に、相続開始前3年以内の相続人に対する贈与は、相続財産に持ち戻して計算をしますが、その対象期間が3年から7年に延長されることとなりました。その緩和措置として、相続開始前4年から7年間の贈与については、その合計額から100万円を控除する措置が取られ、令和6年1月1日以後に行われる贈与について適用されます。

相続時精算課税制度の見直し

【相続時精算課税制度】

相続時精算課税制度とは、60歳以上の父母又は祖父母などから、18歳以上の子又は孫などに対し、財産を贈与した場合に選択できる贈与税の制度です。相続時精算課税制度を選択した年以後は、2,500万円の非

課税枠に達するまでは贈与税はかからず、2,500万円を超えた場合に、その超える部分に20%の贈与税がかかります。その後相続が開始された場合は、相続開始時の財産に、相続時精算課税により取得した財産を加算して相続税が計算されます。

【問題点の改正】

贈与を受けた財産が災害により被害を受けた場合でも、贈与時の価額で加算されることが納税者救済の観点から問題とされていました。今回の改正で震災、風水害、火災等の自然現象に災害により被害を受ける場合は、被災価額を控除できることになりました。令和6年1月1日以後に、土地又は建物が被害を受ける場合に対象となります。

【基礎控除が設けられる】

相続時精算課税制度には、暦年贈与と違い、基礎控除はありませんでしたが、今回の改正で新たに110万円の基礎控除が設けられることになりました。これまでは少額であってもその都度申告が必要であり、制度の利用が進んでいない状況でしたが、110万円以下の贈与は申告が不要になり、相続税の計算においても加算する必要はなくなりました。

【選択は慎重に】

相続時精算課税制度は、一度選択すると撤回をすることはできず、暦年課税に戻ることはできませんので、選択は慎重にする必要があります。令和6年1月1日以後に行われる贈与について適用されます。

通信販売とは

通信販売は、事業者と消費者が離れた場所にいること（隔地者間取引）を前提にし、消費者が通信手段（郵便、電話、FAX、パソコン、スマートフォン等）を用いて申込みをする販売方法です。

多くの場合は雑誌やカタログ、インターネットのホームページ上の広告を見た消費者が、電話やメール等で申し込むことが多いと思います。

カタログショッピング、テレビショッピング、ラジオショッピング、インターネット通販などが該当します。

通信販売を巡るトラブル

通信販売の問題の一つに、店舗販売と異なり、事業者との対面性がないことがあります。消費者は店舗に行かないので（隔地者間取引）、商品を手にとって選ぶ機会が欠けています。申込を行う前に商品の実物を見て質感や細かなデザインを確かめたり、試着して身体に合うのかを試したりすることができないため、事業者が広告どおりの品質や性能の商品を配達したとしても、消費者の期待と合わないこともあり、トラブルに繋がる場合があります。

例えば、次のようなトラブルがあります。

トラブル事例

チラシ広告で気に入ったデザインの靴を



見つけたので電話で注文しました。

届いたものはデザイン上細身に作られていて、自分の足には合わず履くことができません。返品しようとしたところ、拒否されました。

どうすれば良いか

通信販売で商品を買う場合には、返品ができるかどうかはとても重要な問題です。このケースの場合のように、現物を確認してみないと自分に合うかどうかわからない場合もあります。

そこで特定商取引法では、返品に関する事項（返品の可否、返品の可能期間、返品にかかる費用負担等）を広告に記載すべきものと決めました。

消費者は、返品できないと困る買い物の場合には、あらかじめ広告で確認して返品制度のあるものを利用することができます。

しかし、事業者の中には、特定商取引法に違反して、返品に関する事項を広告に記載していない場合もあります。

そのような場合には、消費者は、商品の受け渡しを受けた日から起算して8日が経過するまでは、その売買契約の申込みを撤回し、または契約を解除することができます（法定返品権）。

法定返品権を行使する場合は、後々のトラブルを避けるためにも、内容証明郵便等の書面での行使や電子メールを用いて送信メールを保存しておく等証拠を保存しておくことが望ましいです。

返品制度は通信販売を安心して利用するためには大変重要な制度ですので、広告に記載されている返品に関する事項を十分に確認することが大切です。

お知らせ

ホームページが 生まれ変わりました!

弁護士

藤原 智絵



2014年5月にはじめて誕生した当事務所のHP。

あれから8年経った2022年春。当時では想像もできなかったほどに、劇的にインターネット世界が進化し、一人1台スマートフォンが当たり前の時代。今や画面サイズに合わせてリサイズできないホームページは古いなあ……みんな顔写真に年季が入って、写真と現物との差が出てるよね……と中堅3名の弁護士はHP全面リニューアルを決意。

それにしても、どこをどう手直しか、どんなイメージをどう打ち出しか、見られる方はどんなことに関心を持つか、考えれば考えるほど難しい問題。額を合わせ、うんうんうなりながら原稿を作り、業者さんと何度も打ち合わせを重ねた結果、ついに2022年10月全面リニューアルとなりました!

旧HPからのコンテンツ構成は残しつつ、「取扱事件」の記載内容を大幅に変更。できる限り具体的な解決方法をご紹介しますとともに、みなさまにご安心いただけるよう当事務所の取組姿勢を示しました。「事務所だより」では2014年からのバックナンバーを掲載。もちろん、「メンバー紹介」では年季の入った顔写真を更新済です。

これからもお気軽にアクセスしていただき、少しでも多くの方に事務所を知っていただきたい。そして、ひとりでも多くの方のニーズに一生懸命お応えしたい。そのような思いでWeb発信にも取り組んで参ります。

また、素朴な疑問にお答えするリーフレットの作成や、法律問題を優しく解説するセミナーなども開催したいと考えています。

HPに対するご意見も、お気軽にお寄せください。今後とも山口法律会計事務所をよろしくお願ひ申し上げます。



<https://yamaguchi-law.jp/>



ラジオ体操とストレッチ

弁護士 山口 健一

最大のリフレッシュは、いつもお風呂。休日には1日に3回も自宅で入浴。それに加えてさらに銭湯にも。ここまではこれまでの私の定番。



最近は朝風呂の後、ユーチューブでのラジオ体操と自己流のストレッチが日課です。朝目覚めると、体のアチコチの油が切れて、なんとなく関節がギシギシと悲鳴を上げています。ラジオ体操とストレッチは、いわばこの関節に油をさすメンテナンス。これで体が問題なく動くことを確認し、朝食をしっかり食べて、朝ドラ（今はらんまん）を見て。さあー1日の始まりです。

畑の草刈りとビール

弁護士 斉藤 真行

朝ドラの万太郎さんは「雑草という草はない」と言いますが、やっぱり野菜にとって雑草は雑草ですね。油断すると、あっという間に取り囲まれ、呑み込まれます。数年前にはジャガイモの畝が鴨の巣になっていました。

草刈りは夏中続くので、爽快感は一時的ですね。まあ、シャワーを浴びたあとの晩酌のビールはおいしいですけれど。



戦い済んで日が暮れて

霧ヶ峰高原の爽快感

弁護士 山口 昌之

数年前に初めて霧ヶ峰高原に行った時のこと。自然にあふれていて、リフトに乗って山頂までたどり着いた時のパノラマ風景は絶景でした。何よりも驚いたのが、ずっと爽やかで心地いい風が吹

いていて、8月とは思えない過ごしやすさだったことです。

私は、長らく三菱電機のエアコン「霧ヶ峰」を使っていますが、場所の名前から来ていることはそれまで全く知りませんでした。現地に行つて、あの爽快感を肌で感じて、納得です。



早朝ルーティーン

弁護士 東 尚吾

昨年ぼん太の弟分を我が家に迎えました。ふう太（ポメラニアン）といいます。活発さ（落ち着きのなさ）は仔犬時期ゆえとと思っていましたが、毎日ぼん太の尻尾や後ろ足に向かって口を開けて追いかけてまわす姿をみると、どうも本人（本犬）の素質のようだと薄々わかってきました。

毎朝の散歩は人犬ともに欠かせません。夏の暑い時期、公園の、蝉の喧騒の前の、あのスッキリした空気は眠気覚ましにも心地よく、暑さの苦手な犬たちもスッスと足を進めてくれます。



爽やかと快さのエトセトラ

弁護士 藤原 智絵

炎天下で歩き回ったあとオロナミンCのプルトップを開ける時。

八つ切りにしたスイカに顔をうずめながら食べる時。

蝉の喧騒を抜けて静まりかえる古トンネルに入った時。

とりあえずこんなもんかと放った球でホールインワンした時。

滝壺に飛び込んで沈み水面で息をした時。

深夜にいそいそ削ったスクラッチで1万円が当たった時。

鮮やかに舞って踊るように滑るフリースタイルモーグルを見た時。

そして、やっぱり、腹がねじれるほどネタを見て笑った時。



空と風と作品の間

クロスバイク

弁護士 藤澤 諒祐

最近、初めてクロスバイクを買いました。これまでママチャリにしか乗ったことがありませんでしたが、クロスバイクはペダルがとにかく軽い。坂道でも長時間乗っても全然疲れません。あまりに快適なので、日常の移動でクロスバイクを使うことが多くなり、これまで感じられなかった心地よい風を感じることができるようになりました。とても爽快です。まだ日常の移動にしか使っていないので、時間を見つけてサイクリングロードで気持ち良く風を切って走りたいです。



断捨離

税理士 山口 裕之

いつか読もうと思って買った本が気付けば積み重なり、数回着た服がクローゼットの奥に追いやられ、収納スペースがどんどん狭くなってきたので、一念発起して断捨離をしてみました。断捨離は、断行、捨行、離行を行うことで、単なる片付けではなく身軽で快適な生活を手に入れる思想とのことで、一定期間使っていないもの、読みかけの本などを処分したところ、気分爽快とは言えないまでも、意外と気分転換にはなりました。



応援

事務局 澤田 智子

長男が野球を習い始めて、ちょうど1年が経ちました。

最近、試合に出場しチームが勝つことはもちろん、自分が活躍したい！ヒットを打ちたい！！と思い、毎日壁当てや素振りの練習をがんばっています。



試合の応援に行くとプロ野球観戦での応援とは違った感情になります。

打席に入りツーストライクま

で空振りだった我が子が、次の一球をヒットにしたり、守備で上手くキャッチして一塁送球でアウトになった時など、今まで味わったことのない喜びと嬉しさを感じます。試合終了後、応援席に挨拶に来る姿をみて、勝敗にかかわらず「よくがんばった」ととても清々しい気持ちになります。

子ども達からもらう爽快感を求めて、暑い夏も応援に行こうと思っています。

びわ湖の風景

事務局 宮嶋 暁子

びわ湖が好きです。

湖岸でのバーベキューやキャンプ、最近はお手軽にグランピングなどを楽しんでいます。

南湖付近はアオコの影響などでキレイとはいえないびわ湖の水も、北上すればするほど澄んだ水に変わっていきます。

海と違ってベタベタしないのが何よりの魅力！黄昏時にびわ湖を眺めながら砂浜に腰を下ろすとなんともいえない爽快な気分になります。



白汀苑からの澄んだ湖水

昨年からタヒチアンダンスをはじめ、先日ついに初舞台を踏みました！まるで南国のような風景……びわ湖は本当に素敵なところですよ。

見終わった後の……

事務局 八重垣有夏里

私が一番爽快感を感じるのは映画館の大きなスクリーンで映画を見ることです。特に手に汗握るアクション映画を見終わった後などは、スカッとした気持ちになります。最近ではタイパ（タイムパフォーマンス）を意識して、映画なども倍速で見るという人もいるとのことですが、あえて、携帯も触れない、他に邪魔するものが何も無い映画館で集中してどっぷりストーリーに嵌まる時間が好きです。この夏は、気になっている映画も次々公開されているので、ポップコーンを食べながら映画を見るのが今から楽しみです。



今年も飽きずにかき氷

事務局 尾西 美紀

ここ数年の夏は猛暑を乗り越えるという名目で大好きなかき氷を食べており、これで私は爽快感を得ています。

食べ慣れたとはいってもお皿いっぱいの氷で体の内側からひんやりしてくるのを感じられます。そして冷えた体で店の外へ出ると熱々のアスファルトと直射日光ですら心地よく、じめじめモワッとした暑さでもすっきりした気分になります。

人気店は予約必須ですがビタミンチャージと涼を求めてみなさまもこの夏どうでしょう？



パソコンやスマートフォンとにらめっこの日常から離れて、屋外で過ごす機会は貴重なので、いつも楽しみにしています。

夏が過ぎて、ちょっと涼しくなり始めた頃、また集まればらいいなあとと思っています。



しゅわしゅわしたもの

事務局 富田 宏史

この時期、俄然「しゅわしゅわ」したものが欲しくなります。「しゅわしゅわ」って何と素敵なひびきなのでしょう。炭酸系飲料のCMで「シュワー」という音が聞こえてくるとキュンとなります。

学生のときに出会った「CAMPARI」（カンパリ）。イタリアの甘くて苦いリキュールです。定番のカンパリソーダの消費量は昔から減りません。

甘苦いなりに檸檬やライムをきゅっと絞って香りづけすると、あら不思議。爽快感のなかに深みが増すような気がするのです。



カンパリの製法は明らかにされていません。ピター・オレンジ、キャラウェイ、コリアンダー、リンドウの根など、60種類にのぼる材料が使われていると言われています。

冷たい風

事務局 奥井ゆかり

爽快感と聞いて思い浮かんだのは、先日、山好きの友人の誘いで参加した登山で体感したことです。

ロープを伝ったり岩にしがみついたり、予想以上に体力を消耗するコースでしたが、藪を抜けたときに吹いてきた、雪渓からの冷たい風が爽やかで、心地よい瞬間を味わうことができました。

ただ、事前にCMで有名になった場所だと聞いていたのに、登るのに必死でそれを忘れていたことが少し悔やまれます…



山陰のマッターホルンとも呼ばれるそう

ていたのに、登るのに必死でそれを忘れていたことが少し悔やまれます…

筆づかい

事務局 北野佳名子

ちょっと独特な感覚かもしれませんが、思い通りに筆で線を描くことができました。

コロナ禍で、お稽古もおやすみになり、しばらく大きな筆を持つことが、ありませんでしたが、久しぶりに筆を持つことで、いろんな技法を思い出しながら、『とめ、はね、はらい』が、ピタッと、イメージ通りに出来たとき、爽やかな気持ちになります。

まだまだ未熟なことがたくさんありますが、自分のペースで、のんびり、がんばってみようと思っています。



ピクニック

事務局 岡山 幸代

大きな公園の青々とした芝生、雲が流れる青空、涼しい風と、噴水から聞こえる優しい水の音。

そんな中で食事や会話を楽しんだり、芝生の上に寝転んでゴロゴロしたり、友人の愛犬と遊んだりすると、爽快感でいっぱいの気分になります。

わたしのおすすめ

ストレッチ

この春ごろから、入浴後のストレッチを再開しました。最初は運動部だった学生時代に怪我予防のつもりで始め、そのまま習慣になっていましたが、いつの間にか止めてしまっていました。

再開するにあたり、せっかくなのでこれまでの方法が正しいのか、見直してみました。ひと言にストレッチと言っても、動きや目的によって種類があること、行うタイミングで得られる効果が違うことまでは意識していません

でした。

入浴後は血流が良くなっているので筋肉が伸びやすく、ゆっくり時間をかけて伸ばしていく静的ストレッチが効果的です。固くなりがちな股関節を含むお尻や太ももをほぐして血行促進、デスクワークのむくみ解消、老廃物を流して安眠につながる、とのことでこれはやって損はない！と続ける意欲が湧いてきました。

少しずつ可動域が広がる実感があり、なにより体はもちろん、ゆっくり呼吸することで心もほぐれて、一日の疲れも癒されているようです。

【奥井ゆかり】



編集後記

広島（福山）の小学校に通っていたとき、8月6日は全校登校日で、原爆に関する映画やアニメを毎年全校生徒で見っていました。今年5月の「G7広島サミット」で各国首脳らが原爆資料館を訪問したことは、非戦闘員に対して無差別に核兵器を使用した愚かさや悲惨さを直に伝える、意義のある機会となりました。

しかし、被爆者は高齢となり、年々直接体験を聞く機会が失われています。

被爆者は言います。「昨日のこのように焼かれた人間や街の光景が目の前に浮かぶし、臭いも鼻の底に残っていていまだに消えることがない」

「核兵器は絶対悪」だと。

【富田 宏史】



- 京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出て、なにわ橋（ライオン橋）を北側に徒歩3分
- 地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て、北側に徒歩4分
- 阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐ

〈業務時間のごあんない〉

月～金曜日 9:00～18:00

※弁護士の手配により、18時以降の業務もあります。

【休日】土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、Eメールもご利用ください。

〈夏季休業〉

● 8月14日(月)～15日(火)

TEL：法律部門 06-6361-3234

税務部門 06-6361-3224

FAX：法律・税務共通 06-6361-0096

ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/>